

健康長寿ふくしま推進事業「ふくしま健民プロジェクト事業」 動画関連広報事業 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

この事業は、全国に誇れる健康長寿県を目指すために、職域や地域も巻き込みながら、県民ひとりひとりが、健康づくりへの関心を高め、自発的に参加するきっかけとなるよう主に動画関連の媒体を広く活用した広報活動を実施するものである。

なお、本事業は、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する。

2 委託業務名

健康長寿ふくしま推進事業「ふくしま健民プロジェクト事業」動画関連広報事業

3 委託期間

委託契約締結の日から平成30年3月31日（土）

4 予算額

19,955千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 提案された企画内容をはじめ、本委託業務を実施するために必要となるすべての経費を含む。

5 業務内容

(1) 動画関連広報事業の企画立案、動画制作、広報、運営管理等の一切に関すること。ただし、動画内容等の重要事項については、健康増進課と協議すること。

- ① ふくしま健康づくり大使（仮称）の選定
- ② テレビCMの制作と放送
- ③ SNS用動画制作とSNSを利用した広報
- ④ 上記のほか、自由提案で企画した広報事業の実施
- ⑤ 上記①から④の実施における管理・運営

(2) 実績報告書及び検証報告書の作成

6 企画提案書

(1) 本事業は、原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下については最低限取り込むこと。

- ① ふくしま健康づくり大使（仮称）の選定

健康づくりに関心の低い世代や働き盛り世代にも幅広く波及できるよう、著名人を複数人（又はグループ）選出すること。なお、最低一人は、各種広報媒体又は県が実施するイベント等に複数回参加すること。

また、大使の名称案についても提案すること。

- ② テレビCMの制作と放送

ア 内容

県民の健康づくり参加へのきっかけとなるような内容とし、健康長寿ふくしま推進事業（特にふくしま健民アプリ）やチャレンジふくしま県民運動への誘導も含めること。なお、実写やアニメーション等の手法は問わな

い。

イ 動画本数

最低30秒以上の動画を3本以上制作し、それをもとに15秒CMを制作すること。

ウ 放送期間

委託契約後から平成30年3月31日までの期間。

エ 放送時間帯・回数

波及効果の高い時間帯とし、最低100回以上放送すること。

オ 放送地域・放送局

福島県内全域とし、可能な限り多くの放送局で放送できるよう調整すること。

③ SNS用動画制作とSNSを利用した広報

YouTubeやFaceBook、Twitter、インスタグラム等のSNS等を利用した普及啓発のための動画を制作し、配信するとともに、バナー広告を実施すること。

ア 動画内容

各コンテンツにおける主な利用者層等の特徴をふまえながら、CMとは異なる対象にアプローチできる内容とし、インパクトを重視し、健康長寿ふくしま推進事業（特にふくしま健民アプリ）及びチャレンジふくしま県民運動への誘導も含めること。なお、実写やアニメーション等の手法は問わない。

イ 動画本数

最低30秒以上の動画を3本以上制作すること。

ウ 広告期間・回数

毎月最低15万回以上の広告配信を6ヶ月以上実施すること。

④ 自由提案

本委託事業の目的達成のため、上記①から③以外に提案したい企画等があれば、自由に提案すること。

⑤ 全体コンセプト

上記にあげた各企画の目的やターゲット等を示しながら、本委託事業の目的達成に向けた企画全体のコンセプトを提示すること。

⑥ 作業工程、業務実施体制（担当者の氏名及び連絡先）

⑦ 見積書（原本1部、コピー1部を添付すること）

⑧ 企画提案者の概要及び県から受注した委託事業実績一覧（平成23年度以降）

(2) 実績報告書及び検証報告書の作成に関すること

本委託事業効果の検証方法を具体的に示すこと。

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

① 企画提案書（1案とする）

② 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（1部）

(2) 様式

企画提案書の様式はA4版（縦横どちらでも可）とする。

(3) 提出部数

企画提案書の提出部数は15部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、県はこれを負担しない。なお、提出された書類等は返還しない。

- (4) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ等を用いるなどわかりやすい表現とすること。

8 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
 (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
 (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等ではないこと。
 (5) 常に連絡調整できるように、体制を整えておけるものであること。
 (6) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

9 プロポーザル審査に関する事項

(1) 審査方法

参加者からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 企画内容 (無関心層・働き盛り世代への訴求力) (わかりやすさ) (インパクト) (全体コンセプトの完成度)	計 65点 【内訳】 ・企画内容 各15点 ※上記6(1)①から③の3企画 ・全体コンセプト 20点	・県民ひとりひとりだけでなく、職域や地域を巻き込みながら、県全体の健康づくりに対する気運向上に寄与できるか。 ・無関心層や働き盛り世代に興味を持ってもらえるか。 ・必須企画案毎にターゲットの棲み分けを行うなど、企画全体でのビジョンが明確であるか。
2 自由提案	15点	・必須企画案を補完し、県民全体の健康づくりへの気運向上に寄与できるか。
3 ふくしま健民アプリへの誘導	15点	・ふくしま健民アプリのダウンロード数増加に寄与する内容であるか。
4 運営実施体制	5点	・事業実施にあたり適切な運営体制が組まれているか。

(3) 契約の締結等

① 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、今回提案した内容を基本とする。

② 契約金額の決定

契約金額は、①により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

③ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合または業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

10 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康増進課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、健康増進課から郵送等での配布は行わない。

11 説明会の開催について

(1) 開催日時

平成29年6月9日(金) 15時30分～

※ 開始・終了時刻については、進行状況により前後する可能性があるため時間に余裕を持って参加すること。

(2) 開催場所

福島県庁 自治会館3階 特別会議室

(福島市中町8番2号 電話 024-521-7640)

(3) 資料

本募集要領、関係様式等一式を健康増進課のホームページよりダウンロードの上、印刷して持参すること。

※ 説明会会場では、これらの資料の配布は行わない。

(4) 申込方法

説明会参加申込書(様式第1号)に会社名、参加人数、参加者職・氏名、連絡先等を記載し、電子メールまたはFAXで申込むこと。なお、電子メールまたはFAXの送信後は必ず電話で健康増進課(下記(6))宛てに、着信確認すること。

※ 説明会の参加人数は、1事業者2名以内とする。

※ 口頭または電話による申込みは不可とする。

※ 本企画プロポーザルへの参加を希望する場合は、必ず説明会に参加すること。

(5) 説明会の申込期限

平成29年6月6日(火) 17時まで

(6) 説明会の申込先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

福島県保健福祉部健康増進課(担当:岩谷・根本)

電話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp

12 参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 参加申込

参加を希望する場合は、以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ① 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第2号）
 - イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット
 - ② 提出期限
平成29年6月21日（水）17時
 - ③ 提出方法
郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。
 - ④ その他
電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（上記11（6））宛てに着信確認すること。
 - ⑤ 辞退
参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を書面にて提出すること。
- (2) 質問書の提出
- ① 提出書類
質問書（様式第3号）
 - ② 提出期限
平成29年6月14日（水）17時まで
 - ③ 提出方法
郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。
 - ④ その他
電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（上記11（6））宛てに着信確認すること。
 - ⑤ 回答方法
説明会へ参加申込のあった事業者に対して、6月19日（月）までに、提出された質問に対する回答を電子メールまたはFAXにて送信する。
- (3) 企画提案書の提出期限
- ① 提出書類
7の（1）から（4）に記載したとおり
 - ② 提出期限
平成29年6月23日（金）17時まで
 - ③ 提出方法
郵送または持参（電子メール及びFAXによる提出は不可とする。）

13 プレゼンテーション（審査）の実施

- (1) 開催日時
平成29年6月26日（月）14時30分～
- (2) 開催場所
福島県庁 自治会館3階 特別会議室
（福島市中町8番2号 電話 024-521-7640）
- (3) その他
 - ① プレゼンテーション時間は30分以内（15分の説明、15分の質疑）とする。

- ② その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。
- ③ 会場にはプロジェクター、スクリーンを設置する。

1.4 審査結果の通知

(1) 結果通知

採用または不採用に関わらず、プレゼンテーション（審査）の参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は一切認めない。

(2) その他

- ① 企画提案時に提出された書類等については、企画案の採用または不採用に関わらず、返却しない。
- ② 見積額は審査項目としていないが、審査の結果、上位2者が同点となった場合、その低価格者に決定する。
- ③ 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

1.5 主なスケジュール

平成29年6月 6日（火） 17時まで	説明会の参加申込期限
平成29年6月 9日（金） 15時30分～	説明会
平成29年6月14日（水） 17時まで	質問書の提出期限
平成29年6月19日（月）	質問に対する回答書の送付
平成29年6月21日（水） 17時まで	参加表明書の提出期限
平成29年6月23日（金） 17時まで	企画提案書の提出期限
平成29年6月26日（月） 14時30分～	プレゼン（審査）による審査会
平成29年6月下旬	審査結果の通知及び契約締結

1.6 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康増進課（担当：岩谷・根本）

電話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp

1.7 不適合事項

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接的に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が超過しているもの。

18 その他

- (1) 採用した製作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページやポスター・パンフレット等への掲載等を行う場合がある。なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、製作に当たっては、必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案に対する規模、効果等の数値的目標は設定しないが、プロポーザルで提案のあった規模を下回ることは認めないので、実現可能な提案内容とすること。
- (4) 仮に、提案した事業の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料が減額される場合がある。